

第三十一部

第一回 参議院決算・司法連合委員会會議録第二号

(五九五)

付託事件

○最高法務廳設置法案(内閣送付)

○國の利害に關係ある訴訟についての最高法務廳裁の権限等に関する法律案(内閣送付)

昭和二十二年十二月二日(火曜日)午前
十時四十六分開会

本日の會議に付した事件

○最高法務廳設置法案

○國の利害に關係ある訴訟についての最高法務廳裁の権限等に関する法律案

○委員(下條廣重) それでは決
算、司法連合委員会を開きます。

最高法務廳設置法案並びに關係法案
につきまして、前會に引き続き質疑
を願いたいと思ひます。御質疑上必要
かと思ひますが、これらの案につき
まして衆議院で一部修正になり、又或
る修正等については、それが委員會で
通らなかつたこともありすが、その
うら修正に關する経過につきまし
て、法制局長官より一應御説明を願
えれば非常に幸ひに思ひます。

○政府委員(佐藤達夫) 衆議院の委
員會におきまして、修正案が二通り出
たわけでございます。一つは調査意見
長官の關係、いわゆる調査關係の部局
の所掌事項に關聯して、これは一條に
もその關係が出ておつたのでありま
す。一條の第三項でございます。「内
外法制の調査」という文字がございま
したが、これを「内外及び國際法制の

調査」にインターナショナル、「國際」と
いう文字を入れる。それに關聯のある
事項といたしまして、八條の第一項
に「調査第一局」云々といひますが
が、そこに「内外の法制」とあります
が、そこに「内外及び國際法制」といふ
に、「國際」という字をそこに入れる。
それからその次の項にやはり「内外の
法制及び」とござひますが、「内外及び
國際法制」その下の「及び」を「並びに」
と、こゝ直しました。そういう修正意
見が出まして、これは全員一致だつた
と思ひますが、この修正案は成立いた
しました。

それからもう一つの修正意見があつ
たのでありますが、これは「最高法務
廳」と「最高法務廳裁」となつておりま
すのを「最高」を取りまして「法務廳」
それから「法務廳裁」、そういうふう
に改めるのが一つの点であります。

それから第三点は第一條の第二項で
字句の關係であります。第一條第二
項をこゝういふふうに書き改めようとい
うのであります。即ち「法務廳裁は、
法律問題に關し、内閣並びに内閣總理
大臣及び各省大臣に對し、意見を述
べ、勅告をなし、又はその諮問に答へ
る。」要するに「政府の最高顧問とし
て」といふのを取りました。そして最
後のところに「又はその諮問に答へ
る。」といふ言葉をいれるという提案で
あります。それから第三点として、
「法務調査意見長官」といふのを、「意
見」という文字を取りまして「法務調
査長官」といふふうに改める、これは

三條と五條に出て参ります。それから
第五点として第十條の第二項「人權擁
護局」の所掌を書いております。十條
の第二項の一番最初の一号であります
が、この「人權擁護事件の調査及び情
報の收集」といふ、その「收集」とい
う字の下に「並びに檢察局の活動を促す
こと」に關する事項、要するに「並びに
檢察局の活動を促すこと」に關するとい
う言葉が結局入る趣旨だと思ひま
す。そういう五點を網羅しての修正意
見が出ましたけれども、これは少数で
成立に至りませんでした。要するに先
程申しました國際關係の云々という言
葉を入れる点が委員會においては修
正されたという経過になつておりま
す。

○委員(下條廣重) ちよつとお尋
ねいたします。今の第二の修正は何派
が出したものでございましょうか。

○政府委員(佐藤達夫) これは自由
黨の鍛冶良作委員が提案されたのであ
ります。

○委員(下條廣重) どうぞ御質疑
を願ひます。

○中川幸平君 最高法務廳の設置は行
政機構の大きな改革であり、又大きな
予算を伴ふものでありますから、根
本問題として、我々決算委員會におい
て慎重に審議をいたしまして、厳密に
置法案の内容並びに法務廳の機構等に
入るに當つて、司法委員會と連合委員
會を開催いたしまして、その際は司法
委員會の各位の御發言を拜聴いたしま
して、適當なる決議に持つて行くとい

うことが本當であらうと思ひるのであ
ります。決算委員長も定めしそのお考
えであつたことと存じます。司法
委員會の委員長からの申出で、初め
から連合委員會になつておることと存
するものであります。法務廳の機構並び
にこの法案の條章の質疑に對しては司
法大臣の御出席で結構でございますが
が、根本問題の質疑に對しまして、總
理大臣或いは行政機構担当の大臣、又
予算を伴ふ關係上大蔵大臣の御出席
も要求したいと思ひるのであります。
どうぞよろしく願ひいたします。

○山下善信君 私は第一條の法務廳の
性格につきまして「最高顧問」とあり
ます点に關しまして「最高顧問」とあり
ますのでありますが、是は後へ廻させて
頂きます。各委員に御發言がなければ
この点で何うことにいたしました。ま
ず最初に何うにしたいと思ひます。の
は、法案の第十條の終いの方に参り
ます。「少年矯正局」關係につきまし
て、「二何にたいと思ひるのでございま
す。これをみます」といふと、「少年矯正
局」の項の第二号、第三号に「少年裁
判所」ということが出ておるのでござ
います。尙最後の「附則」のところにも
この關係が現れておるのでございま
す。この「少年裁判所」といふのは、恐
らく現在あります少年審判所が少年裁
判所になるものと存じます。が、この
少年裁判所法といふのは何時頃御制定
に相成ります御予定でございませう
か、承りたいと存するのでございませう。

○第二点は少年裁判所ということになり
ます。と、私共衆人が考えるのはこれ
は裁判所である、こゝ考えるのでござ
います。從來の審判所でございます。ま
づ、これは一つの行政制度でございま
す。裁判所といふことになりまして、
少年裁判所も即ち裁判所であらうと存
じます。そうすると、この少年裁判所
といふものは、私共の考えでは最高裁
判所の指揮下に置かれるべきものでは
ないかと、こゝ考えるのでございま
す。その点は如何でございませう
か、伺いたひのであります。若し少年
裁判所といふものが最高裁判所の権限
内に属しますものでございませうと
すれば、その内容に關するものが、多
分にこの法務廳の所掌事項の中に取入
れられてあります。といふことはどう
いう關係になるのでございませう
か。第一点に伺ひました少年裁判所法
といふものが若しできるものといたし
ますれば、それらの内容とも關係が
ございませうが、どういふうちにこの
少年裁判所並びに少年裁判所の取扱
います裁判に關聯のあります事項
が、法務廳の少年矯正局において取
扱ひになりますか。その辺の關係
を、先ず承りたいと存じます。

○政府委員(佐藤達夫) お答えいた
します。最高法務廳設置法案の第十條
の末項にありますが少年矯正局の所掌
として、少年裁判所によつて保護処分
に付された少年の保護に關する事項、
それから少年裁判所によつて保護処分
に付された少年に對する司法保護事業

はつきり分らないのでありますが、只

裁判所というものが、最高裁判所の指

なりますので、その間の事情もあり

構想があると承知いたしてよろしく

罪少年と紙一重になつた程度の者は、

これは司法省の關係の、いわゆる刑事政策で御指導を願わなければならぬのでありまして、この事柄が今回は大使両當局の間で話合ひを願ひまして、そうしてこの法務廳の設置に關しましてこの法案の上に、これを現わして頂くように相成つたのである。かように關係者が諒承いたしておるのでございす。然るにこの附則の第二項第三項をだん／＼と見ますと、やはり依然として少年關係の保護事業は、依然として司法省に、法務廳の方のお仕事に載つておるうちに相見えまするのございす。先ず大体におきまして、その点に關しまして當局のお考えを承りたいと思つてございす。

○國務大臣(鈴木義男) 只今の御質問のことは十分考慮いたしたのでありまして、殊に關係方面では、御承知のようにこの方面の専門家が參つておられて、懇切丁寧に指導に當つておられるのであります。この立案に際しまして、特に／＼な点から御注意を賜りまして、最後に到達したのがこの案でありまして、只今山下委員の仰せられる通りの案なのであります。若しそうでないという御解釈であるならば、山下委員がこれを讀み違えておると申上げるより外ないのでありまして、詰り一般の不良少年と大部分の虞犯少年というものは、厚生省にお譲りをしたのであります。但しここにいう少年裁判所で特に決定をしてまでこれを強制保護施設に入れなければならぬ少年だけは、ここに人身の自由を非常に拘束するのでありまして、普通の厚生大臣にはやれないことになるのであります。これはどうしても一つの強制

力、檢察權のようなものを持つた者が、關與をしなければならぬ部分があり、ますから、極く少数だと思ひます。が、虞犯少年の中の虞犯と申しますのは、言葉はこれから犯罪をやる少年のように見えますが、實際は親の物を盗んだとか、親類の物を盗んだとか、何か犯罪に該當することをやつたからこゝろ、これから他人の物に觸れるやうだといふのでここに虞犯少年だと申すのであります。通常の不良少年とは類型を異にするものでありますから、その中の程度の重い者を少年裁判所において、これは厚生省の施設ではいけない。特に強制力を持つた法務廳の施設にされる。これは、官公立に將來は限ることになつてゐるのであります。私

立を認めない。そこへ入れる必要があるといふ御宣告のあつたものは、決して私共の方でこれを無理にとりたいなどという氣持はありませんが、事の性質上收容しなければならぬ。そういう意味で虞犯少年の中の特に少年裁判所によつて保護処分を付す旨の決定のあつた少年だけを引取りをする。その他の大部分の虞犯少年は皆厚生省に属するのであります。そういうことを一つ御了承願ひたいと思ひます。

○山下義信君 これは大変なことをい

たしまして、私は讀み違えておるのだらうと思ひますが、讀み違えておりましたのでしたら、これは仕合せなことでありまして、只今の大臣の御答弁で私はよく承りました。私の讀み違へました点は、罪を犯す虞のある少年に關する事務は、少年裁判所によつて保護処分を受けた少年に關するものを除いては、どうございませうか、罪を犯す虞のある少年に關する事務は、少年裁判所によつて保護処分を受けた少年に關するものと只今の大臣の御説明とは違つて、実

に輕微な、叱り置くといふ程度の者までも除くところあるのではないかと、こゝ讀んだのでございすので伺ひましたので、その点今一度御説明を願ひたいと存じます。

○政府委員(佐藤達夫) 附則第十五條の第二項は非常に法文の体裁が從來の法文の例に倣つておりません。たゞに、非常にお読みになつて誤解を招く虞れがあつたろうと存するのであります。が、その趣旨は先程大臣の申されたように、虞犯少年、罪を犯す虞のある少年に關する事務は、すべて厚生大臣の管理に移される、四月一日以後移される。但し少年裁判所によつて保護処分を受けた少年だけは最高法務廳がこれを掌るといふ場合に、少年裁判所で虞犯少年に対して保護処分をするかといふことを考えますと、これは御存じのように現在の少年法によつては犯罪少年と虞犯少年と両方掌つておりますが、その虞犯少年といふのは、先程大臣の申されたように、これから犯罪を犯すかも知れんといふような、單なる不良少年を指しておるのではないのでありまして、御承知のように犯罪は犯しておる。親の物を盗み、親戚の物を盗む。そういう犯罪を犯してゐる不良少年ではあるが、これをどうも刑事処分に附するには忍びない。何等か保護処分で將來の光明を與へ、改善保護して行こうという少年が、いわゆる罪を犯す虞のある少年、虞犯少年として少年裁判所で取扱つておるのであります。恐らく將來でも少年裁判所によつて保護処分を付される虞犯少年といふのは、程度の高い不良少年、つまり普通の社会政策的意味において厚生施設では到底改善を望め

ないような程度の高い不良少年、つまり刑事政策的な意味において司法保護処分を必要とするような虞犯少年を指しておるのでありまして、そういう虞犯少年について將來少年裁判所がこれに矯正院送致といふやうな処分をなし

○國務大臣(鈴木義男) これは簡單でありまして、二号の方では保護する

仕事そのものを指しておるのであります。少年を保護すること。それから三号の方はそういう事業をやっておる事業の方を監督したり、助成したりすることを意味しておるのであります。片方は少年を現実に保護する。第三号の方はそういう仕事の方を、事業の方を監督助成する、そういう意味です。

予定しておいでになりますか、政府委員にちよつと伺います。

臣からお教えを願えれば幸いと存じます。

て、そういうことがあつたならば戒告をし、或いは処罰もする、こういうことに相成るのであります。従来内務省の調査局がやつておる仕事なんでありまして、その仕事を引継ぐということであつて、従つて仰せられるようなことは……刑法の時効の精神というのを仰せられました、適当な時機に必ずそれと同じことが行なわれるのだというふうに御理解願ひたいのであります。但しこれらの問題が將來の問題としてどうなるか、追放は例外的な意味で執行されるか、どういう範圍にまで行くか、又該当者の観察等が何時まで続くかということは、恐らくは講和條約における重要な條項に相成ると思ふのであります、その時に決定をいたすのであらうと存するのであります。

裁判所が生れるといたしますと、この法案では又訂正になつて……無論訂正になるべき筈ではありますませんが、法案の中の十ページの第一行の「少年裁判所」というものが、これがまあ少年裁判所になるものと考えられますが、この少年裁判所が先程山下委員がお尋ねになつたように、どういう性格のものであるかというところは別といたしましても、私は何故にこの「審判所」という柔かい言葉をお使いになつておられるのか、先程山下委員が指摘されましたように、普通の裁判と同じ文字を使つて、やはり大人が厳めしい法廷で裁きを受けるという感じを持たせるようにしたのか。むしろこれは私は審判所で通して頂く方が本當じやないかと考へるのであります。これは從前の少年裁判所もジュヴナイル・コートであつたので、コートを裁判所と訳そうが、審判所と訳そうが、私は同じことではないか。少なくとも日本の慣行においては同じような意味を持つておるようには考へるのであります。これは今更におまへになる御意図は何処にあるか、これを伺つて置きたい。もう一つ用語の点でございしますが、先程法制局長官からも伺ひまして、大体分つたやうであります、私の意見といたしましては「檢察長官」の下に「法務調査員長官」の「意見」という字は、如何にもどうもおかしな考へられます。どうしてもこれは日本語ではないやうに考へられます。又もつと突つ込んで言へば、何か昔の徳川幕府時代の役名を暗示するやうな、御意見書というものはなかつたかも知れませんが、御指南審とか御意見書とか、大久保彦左衛門でも出て来るやうな、封建臭々たるもの

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

○山下義信君 二号の方は少年を保護する仕事のことでございますか。

のがあるように考えるのでありまし
て、これは何か外の言葉に置き換える
か、或いは「法務調査長官」として、そ
の説明の中に意見を述べるとかいうよ
うなことを記した方がよいのではない
かと、かように考えるのであります。
この点政府の方からのお答えを承つて
置きたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫) 只今の御質
疑の最初の部分につきましては、私か
ら便宜お答えいたします。

この第一條の三項の關係におきま
し、このお話でございましたが、正直に申
しまして御同感に存じます。以前は法
制局の一つの扱い方といたしましては
も、かような臨時の仕事、或いは又臨
時の部局といふようなものは、恒久の
法規とは別に、臨時法の形で別個の扱
いをして参つたのがむしろ普通の例で
あつたと申してよからうと存じます。

ただ最近の我々の氣持と申しますか、
やむ方といたしましては、或るべく法
令といふものは一目で分り易く、何人
が見ても直ちにその實體が分るよう
に、この方向に努力を怠らぬやうに
するわけでありす。新憲法以來これを口
語体に直したいといふこともその一つ
でありすが、要するに法令を運用向
にしようといふ立場から申しまして、
丁度この例になるのでございすが、

この法務廳總裁はどのような仕事を
かといふことは、第一條の三項を見れ
ば、そのときにおける所管事項が分る
といふような点から申しますと、体
裁は憲法に考えますと如何かという氣
持はありますが、要するにこの方が実
用向であるといふ、まあそういう氣持
からであります。

仮にこれを言つたことがありますが
第三十一部 決算司法連合委員会

第三十一部 決算司法連合委員会

第三十一部

決算司法連合委員会

第三十一部

決算司法連合委員会

第三十一部

決算司法連合委員会

第三十一部

決算司法連合委員会

第三十一部

決算司法連合委員会

第三十一部

決算司法連合委員会

五

ように、別建の形にいたしますとい
うと、例えはこの關係の臨時の仕事をや
つておりますこの所掌の分け方とい
つて、各部署の所掌事項が出て参
りまするが、それらについても一々又
別のところで規定を設けなければなら
ん。例えは特別審査局、これは臨時の
仕事だけをやりまゝで、別建の規定
にしなければならん。或いは後に出て
参ります民事局の中にも臨時の仕事
が二つばかり挙つておりますが、これ
らも亦引続きまして、これらの仕事は
民事局で当分の中掌るといふ書き方に
なつて、出来上りの姿は非常に分りに
くい形になります。さういふ見地か
らかような結論に達したのでありま
す。

○政府委員(佐藤達夫) 第十條の
正務局の所掌事項として、第二項に
少年裁判所に関する事項とありまし
て、その次の少年矯正所の所掌事項中
には、少年裁判所によつて保護処分
に付せられた少年の保護といふ工合に、
少年裁判所と、少年裁判所という使
分けをいたしましたので、如何にも將來少
年法の改正によつて設けらるべき少年
裁判所といふのは刑事処分だけを掌
裁判所のように見えるのであります
けれども、これは先程申述べましたよ
うに、將來の少年裁判所が刑を科する
普通の裁判の外に、現在少年裁判所
でやつておられますやうな、保護処分
でも併せてなすやうになるだろと思
うのであります。従つて現在の
少年裁判所といふものが独立した存在
を失ふことになるのか、或いは少年裁
判所の外に現在の保護処分だけをやる
少年裁判所といふものが少年法によつ
て依然として認められるのか、その辺

のことはまだはつきり決つておりませ
んの、こゝでは現在の少年法によつ
て設けられておる少年裁判所と區別す
る意味において、新しい少年法によつ
て設けらるべき少年裁判所といふ工合
に使用分けをいたしたのであります。
將來の少年裁判所が若し刑事処分を全
然掌らないで、現在の少年裁判所のな
しておる仕事だけを掌るものと決定し
たしますならば、その際には少年裁
判所と呼ばないで、從來と同じやうに
少年裁判所と呼ぶ方がむしろ適當であ
ると私も考えておるのであります。
○委員(下條重賢) 速記を止め
て……

○委員(下條重賢) 速記を始め
て……
○委員(下條重賢) 私は第十一條の点につ
いて伺ひますのであります。第十一
條には「官房においては、左の事務を
掌る」とあり。その第七項であり
ますが、「弁護士及び弁護士会に關する
事項」といふことになつておる
す。憲法七十七條には「最高裁判所
は、訴訟に關する手続、弁護士、裁判
所の内部規律、こゝいうことを定める
権限を有する、こゝいうことになつて
おりますが、この七十七條の關係と、
十一條の「弁護士及び弁護士会に關す
る事項」の關係にどういふ關係がある
のであるか。それをお伺ひしたい。
○國務大臣(鈴木武男) この点は、大
分議論が存するところでありまして、
實際御質問の通りであります。憲法
の規定する最高裁判所の規則制定権
は、弁護士法全部を制定する権限を持
つておるのか、さうでなく法廷におけ
る弁護事務の進捗、或いは方式、そ

判所が裁判もやるということであらば、これは恐らく最高裁判所の管轄に属することになりましよう。そうなりましても、その判決の結果を執行するのは、法の執行でありまして、行政でありますから、これは法務廳においてやつて差支ない、こういうふうに理解しております。

○岡部審判 先程ちよつとはつきりいたしませんので、伺つておきたいのですが、少年裁判所と少年審判所は別のものである、と言葉が悪いといひましたが、少年審判所は、少年裁判所と併立しておかれる御希望でございまいましようか。又そのお見込があるものでございまいましようか。その点をちよつと承わりたいと思ひます。

○岡部大臣(鈴木義男) 実はこの点は、関係方面の強い指導がございまして、関係方面と熱心に研究もして、いろいろ勉強もいたしておるような次第であります。少年裁判所と少年審判所、この二つを置くようになるかも知れません。或いは名称を変えるかも知れませんが、或いは一本にするかも知れません。そのところは未定でありまして、只今はつきりお答えすることができないのであります。御了承願ひたいのであります。

○岡部審判 若し併立されるようなことになりましますと、大要將來少年の扱いに便宜だと思ひまして、成るべくそういうふうに御筆力を願ひたいと思ひます。

もう一つ承わつておきたいことは、矯正総務局の構成のごさいです。これは大体、この條文を見ますれば想像は付くのでありますが、総務局と、それから法務行政長官の下におけ

る成人の矯正局並びに少年矯正局の間の関係でございまして、もつと平たく申しますれば、これは同じ資格でありましようか。或いは幾分か、これは総務局の方が上になるというふうな関係になりましようか。その点が、この條文だけではつきりいたしませんので、ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○岡部大臣(鈴木義男) 立案者といひましては平等に扱つておるつもりであります。総務局においては企画、施設等を掌る。それから成人矯正局、少年矯正局ではその現実に仕事をやる方を掌る。こういうことで分業があらますけれども、その地位は平等に考へておるわけでありまして、併しおのづから総務局の方が課を余計持つとか、或いは仕事の分量も多しとか、いろいろのことから、重点がおかれるというふうなことはできて來ると存じます。が、法の建前としては、対等に扱つておるということに御了承願ひたいと思ひます。

○岡部審判 そういたしますと、これはお互いの間に、よく意思が疎通いたしまする場合はよろしうございまして、どうせ人間がやることでありますから、時にすると、意思の疎通を欠くような處ねもあると存するのであります。私ずつと見ますと、総務局というの、従来の行刑局、それから成人矯正局、それから少年矯正局というの、いささか現場についておるような感じがいたすのであります。むしろこれは或る意味においては、やはり上下の関係がある方が適當ではないか。同じような人間が扱いますと、どうも内容が重複する点などが見えまするの

で、その点意思の疎通を欠いて、せつなく機構はよくなつたけれども、実際の仕事の運用はうまく行かないというふうなふうに感ぜられるのであります。が、その間の調節はどういうふうにお付けになりますか、承わりたいと思ひます。

○岡部大臣(鈴木義男) 仰せの通りであります。人を選びます。ついで、十分注意いたしまして、矯正総務局長になる人は、全体を統率し得るような人を選びたいと思ふのであります。注意をして行きたいと思ふのであります。が、法務行政長官は、これを統轄する、上に立つておるわけでありまして、その人に適當な人を得れば、御心配のようないことがなくやつて行けるのじやないか。更に行く／＼のことを考へますと、この三局を一つの獨立した外局のようにいたしまして、ちよつと檢察廳が司法大臣の外局として存在するよう、外局として一つの獨立した行政廳を構成して、そうして、大体この機構でよいと思ひますが、只今仰せられるような、一番上に立つ人を設けまして、一つの段階を持たせて、能率を上げて行くようにしたらよいではないかという腹案を持つておるといふことも申上げまして、御了解願ひたいと思ひます。

○山下審判 ちよつと簡単なことを一つ伺ひたいと思ひます。それは第五條の第三項でございまして、これは他の委員の方がもうお尋ねになりましたかどうか、重複をいたしておりましたかどうか、お許しを願ひます。

私立の矯正施設が廢止になるということでごさいまして、いろいろ／＼関係者の人たちの御意見があるようでござい

ますが、これは一部分成績のいいような施設は官公立にでもお直しになるようなお考えがございまして、どうか、どうでございまいましようか。相當この私立の矯正施設につきましては先般來問題が多々発生をいたしまして、その業績そのものが相當社會の批判に上つておるのをごさいまして、従ひまして第四項の如き注意事項が入つておるのではないかと私共推測いたしておりましたが、ともかくもいたしまして成績のいいのは官公立にお直しになる考へがございまして、この私立の矯正施設の処置につきましての當局のお考えを承りたいと思ひます。尙且つ私はこの司法關係のこの少年保護施設、私立の施設の方々も、何もこれが廢止になるからといつて、決してこれはお騒ぎになる必要はない。先程來からの大臣の御説明もありましたように、或る程度のもものは厚生省に移管するのをごさいまするか、やはり從來からの経験というものがそのまゝ生きて行きてまして、尙一層の御筆力を願ひなければならん分野も開けてございましてありますから、私は從來司法省系で以ちましてやつておいでになります私立の矯正施設關係の方にもその点は御再考の余地があるんではないかと考へておりますが、こ

たらにつきましての御當局の御説明をこの際伺ひたいと思ひます。この間いんじやないかと思ひますので、お尋ね申上げます。

○岡部大臣(鈴木義男) この司法保護処分をいたしますのは、官公立の矯正施設に限ることに相成つたのでありまして、これは山下委員の御指摘せらるる通りの理由から関係方面等の強

き要望があつてそういうことになつた次第であります。従つて成績のいい私立の矯正施設はできるだけこれを官公立に直したいという氣持も持つております。それからその他の私立の施設でも決してこれを排斥する趣旨はないのであります。厚生大臣の管理の下にます／＼助長差達して行きたい。司法矯正施設としては私立のものには弊害があるから、人権の蹂躪をこれはやらなければならん施設でありますから、或る程度は……そこで私立を許さないものであつて、その他の保護事業は私立ます／＼に歡迎いたすのでございまして、これを排斥する趣旨でない。ただこれは法務廳の管轄から外れて、厚生省の管轄に移るのである、こう御承知を願ひたいと思ひます。

○山下審判 丁承いたしました。○委員(下條康麿) 御相談申上げますが、まだ質問があまりになるかと思ひますので、明日午前十時からもう一度決算司法聯合委員會を開いて質問を終え、且つ御意見があつたらそこで一應お述べ願つて、若し修正といふことであれば、そういうことを議めたと思つておりますが、いかがでございまいましようか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(下條康麿) 御異議ないと認めます。それでは今日はこれで散会いたします。

午後零時五分散会
出席者は左の通り。
決算委員 下條 康麿君
委員長 太田 敏見君
理事 山下 善信君

昭和二十三年五月四日印刷

昭和二十三年五月五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局